



国土交通省



九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

平成 29 年 2 月 1 日

記者発表資料

建設発生土の受入地を追加募集します

国土交通省宮崎河川国道事務所が進めている都城道路^{みやこのじょう}の工事では、掘削工事に伴い土（建設発生土）が発生します。

工事の効率化やコスト縮減等を考慮した事業を推進するとともに、建設発生土の有効活用を図るため、平成28年9月20日より募集しておりましたが、条件を追加変更しましたので、受け入れ地を追加募集します。（別添資料）

※宮崎河川国道事務所のホームページにも掲載しています。

■募集期間

平成29年2月1日（水）～平成29年9月29日（金）

※募集期間終了後も建設発生土が残っている場合は、引き続き受付・選考をします。

また、募集期間内であっても建設発生土がなくなり次第、受付を終了します。

■対象地域

都城市内・三股町内・曾於市内に所在する土地
（工事現場から運搬距離約20km以内）

■別添資料

- ・都城道路建設に伴う建設発生土の受入地募集についての説明資料

発表記者クラブ

宮崎県政記者クラブ、都城市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

TEL 0985-24-8221（代表）

技術副所長 沓掛 孝

都城道路建設に伴う建設発生土の受入地追加募集

1. 募集の趣旨

現在、国土交通省 宮崎河川国道事務所では都城道路の建設事業を推進しており、函渠・橋梁・掘削・盛土工事等を実施しています。

都城道路は、地域高規格道路 都城志布志道路の一部を構成する、延長13.4kmの自動車専用道路です。

本道路が整備されると都城市街地を通過する国道10号の交通混雑緩和や沿道環境が改善され、災害時には国道10号の迂回道路として機能します。また都城ICと志布志港を結ぶことで広域ネットワークが形成され、物流の効率化や地域間交流の支援が図られるため、地域からは早期完成が望まれています。

現在、工事を進めていますが、工事による建設発生土が発生するため、道路内の工事での活用、他の公共事業への活用を行っており、さらに工事の効率化・コスト縮減等を考慮した事業推進を行いたいと考えています。

つきましては、工事の円滑な実施・コスト縮減を図るため、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方の所有地を受入地として、工事による発生土の有効利用を図りたいと考えています。

2. 応募要件

(1) 応募できる方

平成29年2月頃～平成29年12月の間で埋立等の土地造成を予定している都城市内・三股町内・曾於市内（工事現場から運搬距離約20km以内）に土地所有あるいは貸借されている方。（賃貸の場合は、所有者の同意が必要）

なお土地所有者が、暴力団員または暴力団員が実質的に経営を支配する業者でないこと。

(2) 土地の要件

○都城市内・三股町内・曾於市内に所在する土地（工事現場から運搬距離約20km以内を想定）

○埋立（盛土）土量が約2千立方メートル以上を対象

（10tダンプトラック約3百6十台分相当）

○大型ダンプトラック（10t車）でシラス及び粘土、黒ボク、ボラ土の混在土の搬入ができること。

○法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了或いは近々に手続き完了見込であること。

※但し、上記要件を満たした場合においても、工事状況・応募状況によってはお断りすることがあります。

3. 募集期間及び必要書類

(1) 募集期間 平成29年2月1日（水）～平成29年9月29日（金）

※募集終了後も建設発生土が残っている場合は、受付・選考をしますが、募集

期間内であっても建設発生土がなくなった時点で受付を完了します。

- (2) 必要書類
- 建設発生土受入申込用紙
 - 土地所有者の同意書（借地の場合）
 - 埋立等の許可証の写し
 - 埋立位置を示した地図

4. 応募窓口

◆応募窓口

国土交通省 宮崎河川国道事務所 工務第三課
〒880-8523 宮崎市大工二丁目39番地
TEL 0985-24-8503（直通）
FAX 0985-24-8258

5. 応募後の確認等

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。
また、その結果は応募者へ通知する予定です。

6. その他留意事項

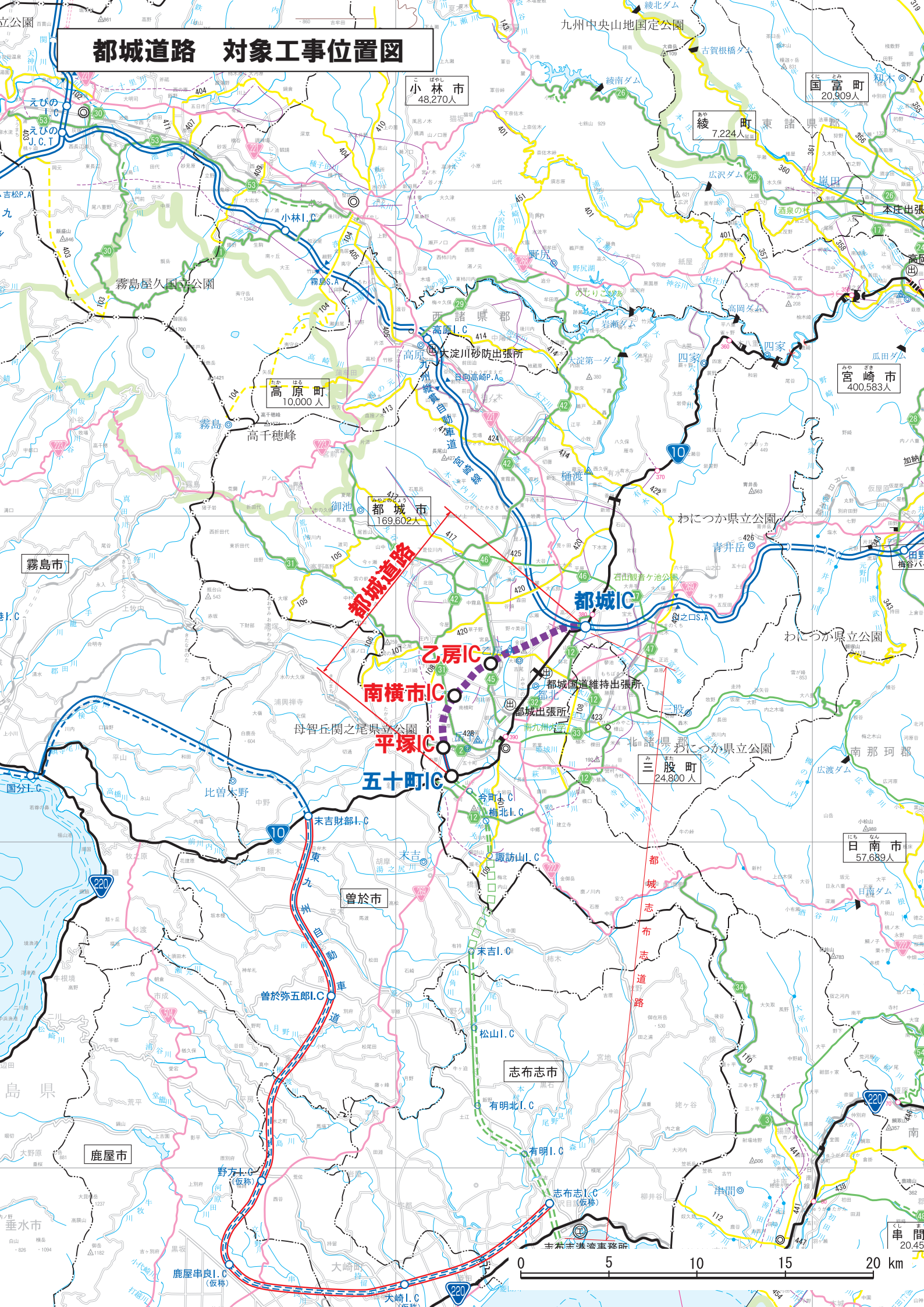
- 建設発生土の搬入（運搬）にかかる費用は無料です。
- 候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- 搬入路を確保する際、用地買収及び借地契約等が必要な場合は申し込み者にて行ってください。
- 建設発生土搬入完了後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- 搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- 搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないように事前に周辺住民等への周知と協力をお願いしていただきます。
- 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

7. 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 工務第三課
〒880-8523 宮崎市大工2丁目39番地
TEL 0985-24-8503（直通）
FAX 0985-24-8258
担当 工務第三課 中渡瀬、下青木

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>（ホームページも併せてご覧ください）

都城道路 対象工事位置図



申込日 平成 年 月 日

建設発生土受入申込書

国土交通省 九州地方整備局
宮崎河川国道事務所長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

印

建設発生残土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○受入地の住所・地目

住 所	
地 目	

○許可等を受けた事業に関する事項

事 業 名 称	
法 令 等 の 名 称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総量	立方メートル
工事予定時期	年 月 日 ～ 年 月 日